

自動車交通騒音常時監視結果について

富里市では、令和２年度に市内の幹線道路３路線２地点で、自動車騒音の測定を実施し、面的評価を行った（一般国道２９６号２路線のうち、１路線は区間が短いため、もう１路線の測定結果を準用）。

１ 自動車交通騒音測定結果及び環境基準達成状況

自動車騒音測定の結果、一般国道２９６号は昼夜どちらも環境基準未達成、成田両国線は昼夜どちらも境基準達成であった。

単位：デシベル

測定地点番号	路線名	評価区間番号	測定地点	騒音測定結果 L A e q		環境基準		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
１	一般国道２９６号	１９０５０	御料	７１	６８	７０	６５	×	×
２	成田両国線	６００２０	七栄	６９	６２	７０	６５	○	○

時間区分 昼間：午前６時～午後１０時 夜間：午後１０時～翌日の午前６時

２ 騒音に係る環境基準の地域評価結果（面的評価結果）

富里市内の評価対象区間における、道路に面する地域に立地している住居等を対象に自動車騒音の常時監視として面的評価を行った。

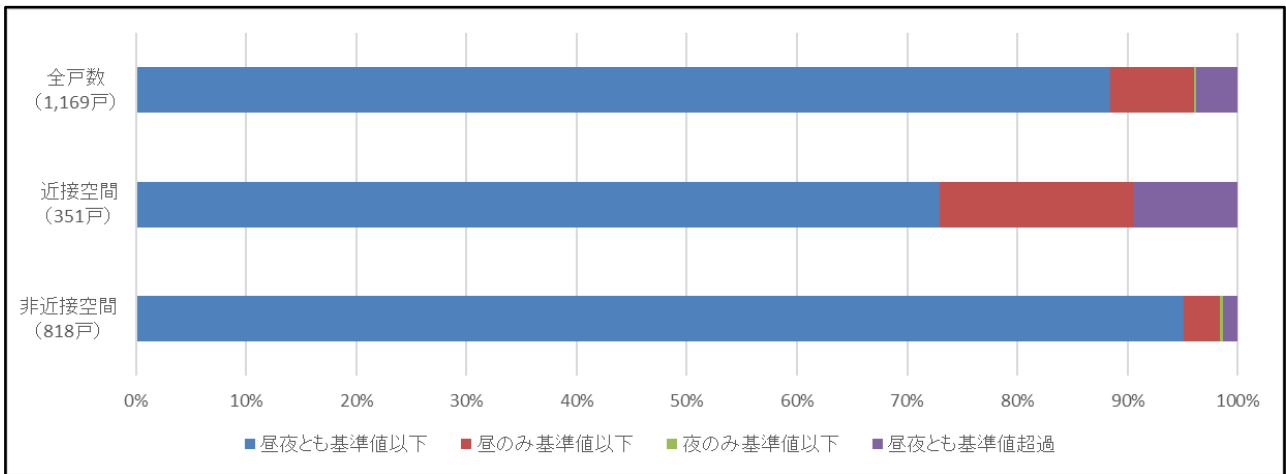
（１）環境基準の達成状況（全体評価：今年度対象区間）

今年度対象区間の全体評価について、全体（１，１６９戸）では昼夜とも基準値以下は１，０３４戸（８８．５％）、昼のみ基準値以下は８９戸（７．６％）、夜のみ基準値以下は２戸（０．２％）、昼夜とも基準値超過は４４戸（３．８％）となった。次に近接空間（３５１戸）では昼夜とも基準値以下は２５６戸（７２．９％）、昼のみ基準値以下は６２戸（１７．７％）、昼夜とも基準値超過は３３戸（９．４％）であり、非近接空間（８１８戸）では昼夜とも基準値以下は７７８戸（９５．１％）、昼のみ基準値以下は２７戸（３．３％）、夜のみ基準値以下は２戸（０．２％）、昼夜とも基準値超過は１１戸（１．３％）となった。

表１ 対象区間の面的評価結果（今年度対象区間）

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合（％）	戸数	割合（％）	戸数	割合（％）	戸数	割合（％）
全戸数 （１，１６９戸）	１，０３４	８８．５	８９	７．６	２	０．２	４４	３．８
近接空間 （３５１戸）	２５６	７２．９	６２	１７．７	０	０．０	３３	９．４
非近接空間 （８１８戸）	７７８	９５．１	２７	３．３	２	０．２	１１	１．３

図 1 対象区間の面的評価結果（今年度対象区間）



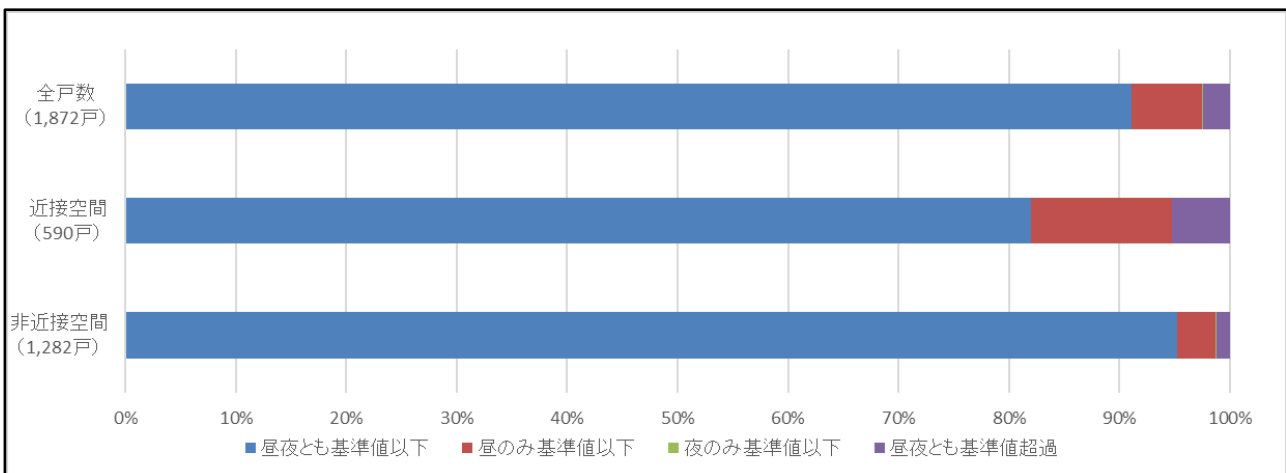
（２）環境基準の達成状況（全体評価：過年度を含む）

過年度を含む全体評価について、全体（1,872 戸）では昼夜とも基準値以下は 1,705 戸（91.1%）、昼のみ基準値以下は 119 戸（6.4%）、夜のみ基準値以下は 2 戸（0.1%）、昼夜とも基準値超過は 46 戸（2.5%）となった。次に近接空間（590 戸）では昼夜とも基準値以下は 484 戸（82.0%）、昼のみ基準値以下は 75 戸（12.7%）、昼夜とも基準値超過は 31 戸（5.3%）であり、非近接空間（1,282 戸）では昼夜とも基準値以下は 1,221 戸（95.2%）、昼のみ基準値以下は 44 戸（3.4%）、夜のみ基準値以下は 2 戸（0.2%）、昼夜とも基準値超過は 15 戸（1.2%）となった。

表 2 対象区間の面的評価結果（過年度を含む）

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）
全戸数 (1,872戸)	1,705	91.1	119	6.4	2	0.1	46	2.5
近接空間 (590戸)	484	82.0	75	12.7	0	0.0	31	5.3
非近接空間 (1,282戸)	1,221	95.2	44	3.4	2	0.2	15	1.2

図 2 対象区間の面的評価結果（過年度を含む）



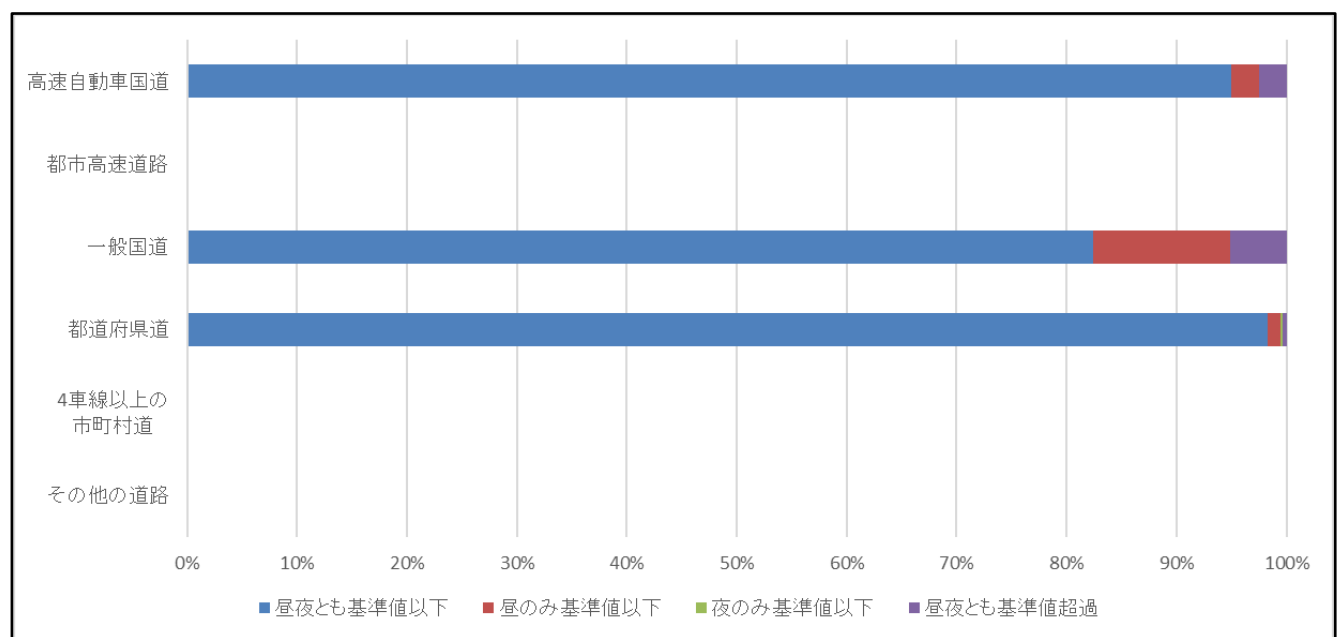
(3) 環境基準の達成状況（道路種類別評価：過年度を含む）

過年度を含む道路種類別評価は、「高速自動車国道」では、昼夜とも環境基準を達成した割合は94.9%、昼のみ基準値以下は2.5%、昼夜とも基準値超過は2.5%となった。「一般国道」では、昼夜とも環境基準を達成した割合は82.4%、昼のみ基準値以下は12.5%、昼夜とも基準値超過は5.1%となった。「都道府県道」では、昼夜とも環境基準を達成した割合は98.3%、昼のみ基準値以下は1.2%、夜のみ基準値以下は0.2%、昼夜とも基準値超過は0.3%となった。

表3 道路種類別の面的評価の結果

	面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以下 ①	昼のみ 基準値以下 ②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以下 ①	昼のみ 基準値以下 ②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以下 ①	昼のみ 基準値以下 ②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④
高速自動車国道	79 (100.0)	75 (94.9)	2 (2.5)	0 (0.0)	2 (2.5)	23 (100.0)	22 (95.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	56 (100.0)	53 (94.6)	2 (3.6)	0 (0.0)	1 (1.8)
都市高速道路															
一般国道	858 (100.0)	707 (82.4)	107 (12.5)	0 (0.0)	44 (5.1)	223 (100.0)	121 (54.3)	72 (32.3)	0 (0.0)	30 (13.5)	635 (100.0)	586 (92.3)	35 (5.5)	0 (0.0)	14 (2.2)
都道府県道	992 (100.0)	975 (98.3)	12 (1.2)	2 (0.2)	3 (0.3)	369 (100.0)	361 (97.8)	5 (1.4)	0 (0.0)	3 (0.8)	623 (100.0)	614 (98.6)	7 (1.1)	2 (0.3)	0 (0.0)
4車線以上の 市町村道															
その他の道路															
全体	1,929 (100.0)	1,757 (91.1)	121 (6.3)	2 (0.1)	49 (2.5)	615 (100.0)	504 (82.0)	77 (12.5)	0 (0.0)	34 (5.5)	1,314 (100.0)	1,253 (95.4)	44 (7.1)	2 (0.3)	0 (0.0)

図3 道路種類別の面的評価の結果



(参 考)

(1) 自動車騒音に係る環境基準について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」を以下のように定めている。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間※については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

※幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路の場合は、道路端から 15 メートルまでの範囲
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線道路の場合は、道路端から 20 メートルまでの範囲

備考

A 地域：第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種住居地域，第 2 種住居地域

C 地域：近隣商業地域，準工業地域，工業地域，第 1 特別地域